

福井県
新しい公共支援事業 基本方針

担当部局	福井県総務部男女参画・県民活動課
------	------------------

1. 都道府県内の新しい公共の活動の現状等

(1) 人口、年齢構成、特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織等について

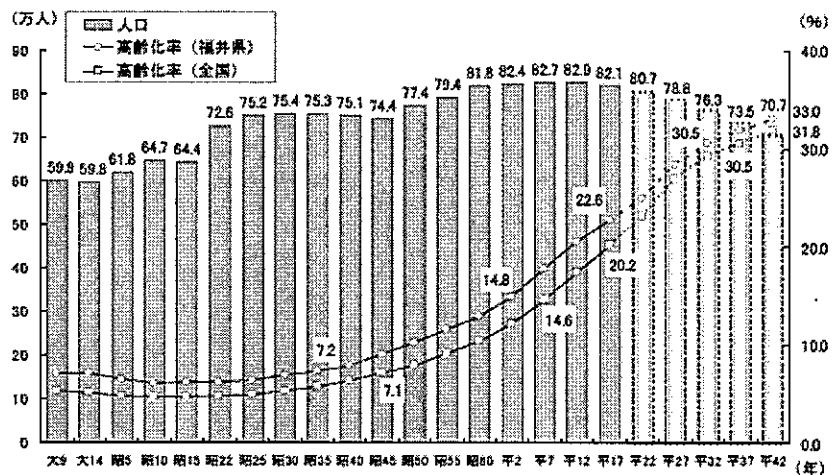
○ 人口と高齢化率の推移

福井県の人口は、平成 11 年の 83 万 1 千人をピークに減少傾向が続き、平成 22 年には 80 万 5 千人にまで減少している。10 年後の平成 32 年の県人口は約 76 万人、20 年後の平成 42 年には約 71 万人にまで減少すると推計されている。

また、65 歳以上の人口は 20 万人（平成 22 年）を超え、県人口の 25% を占めている。これからの 10 年間で 3 万人程度増加すると見込まれ、県人口に対する割合は 3 割を超えることとなる。そのうちの約 5 割を 75 歳以上の人口が占めており、今後、75 歳以上の人口はさらに増え続け、超高齢化が一層進むこととなる。

一方、少子化の影響により、学校・学級の規模は今後さらに小さくなっていくと考えられる。現在、福井の小・中学生の数は約 7 万 1 千人であるが、10 年後（平成 32 年）には 1 万人程度減少し、約 6 万 1 千人にまで減ると見込まれている。

福井県の人口と高齢化率の推移・将来推計



〔データ解説〕

国の研究機関の推計（中位推計値）によると、平成 32 年（10 年後）の福井県の人口は 76.3 万人、平成 42 年（20 年後）には 70.7 万人にまで減少します。

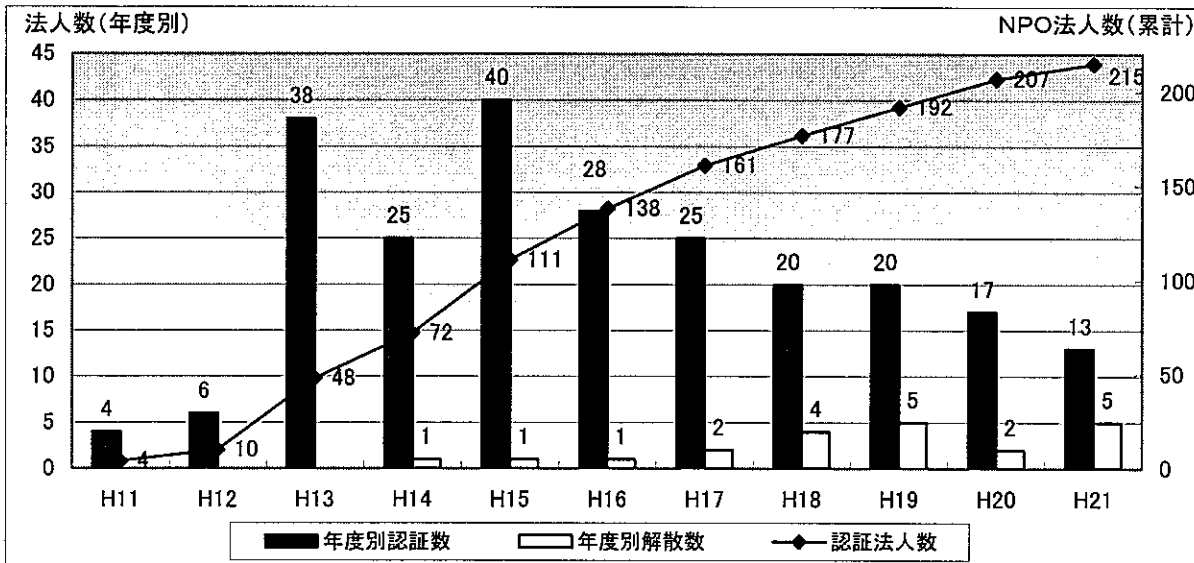
一方、福井県の高齢化率（65 歳以上の人口割合）をみると、平成 32 年に 3 割を超え（30.5%）、平成 42 年には 3 人に 1 人（33.0%）に達します。

出典：総務省「国勢調査」、国立社会政策・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口（平成 10 年 5 月推計）」

○ 特定非営利活動法人

福井県では、平成 22 年 11 月 30 日現在で 220 法人が認証されており、特定非営利活動促進法の施行後、一貫して増加している。全国では、41,411 法人が認証されており、本県法人数の絶対数は少ないものの、人口当たりでは全国 29 位となっている。

年度ごとの認証数は平成 15 年度の 40 法人をピークに減少に転じ、平成 21 年度は 13 法人となっている。また、平成 21 年度までの解散法人数の累計は 21 法人であり、近年増加傾向にある。



○ 福井県所管公益法人数 (H23. 1 月現在)

公益社団法人	公益財団法人	一般社団法人	一般財団法人	特例民法法人	計
3	3	0	1	265	272

○ 資産規模別社会福祉法人数 (H21. 3 月現在)

100 億円以上	50 億円以上 100 億円未満	20 億円以上 50 億円未満	20 億円未満	計
0	2	13	195	210

○ 学校種別法人数 (H23. 1 月現在)

大学	短期大学	高等学校	中学校	小学校	幼稚園	専修学校	各種学校	計
2	3	7	4	1	30	15	12	74

○ 地縁団体名称別総数 (H20. 4 月現在)

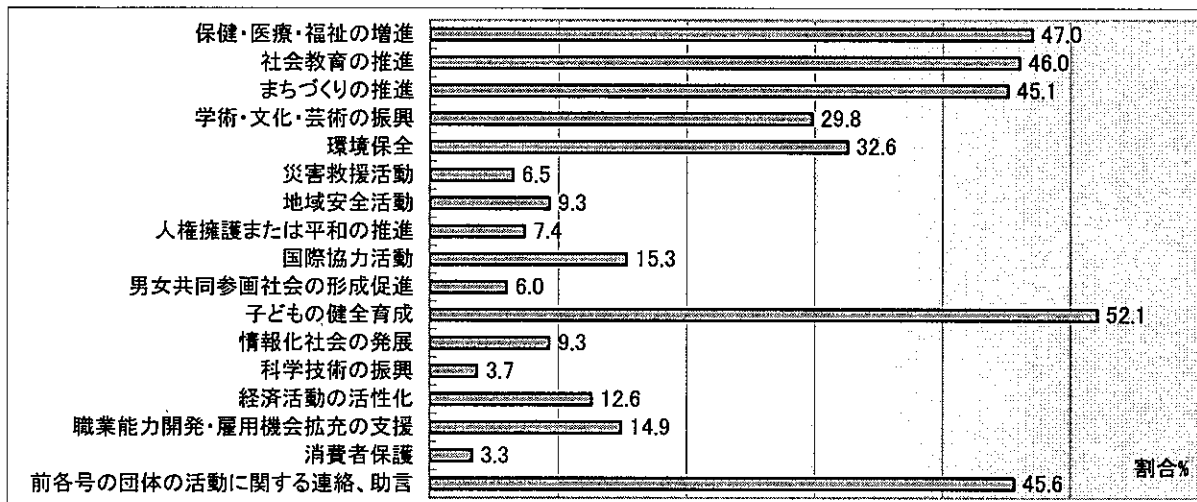
自治会	町内会	区会	区	その他	計
2,196	274	87	1,192	127	3,876

※可能であれば、定性的な将来の展望、過去のデータ(グラフの提示等)も掲載してください。

(2) 新しい公共の活動の現状認識

○ 福井県の NPO 法人の活動分野

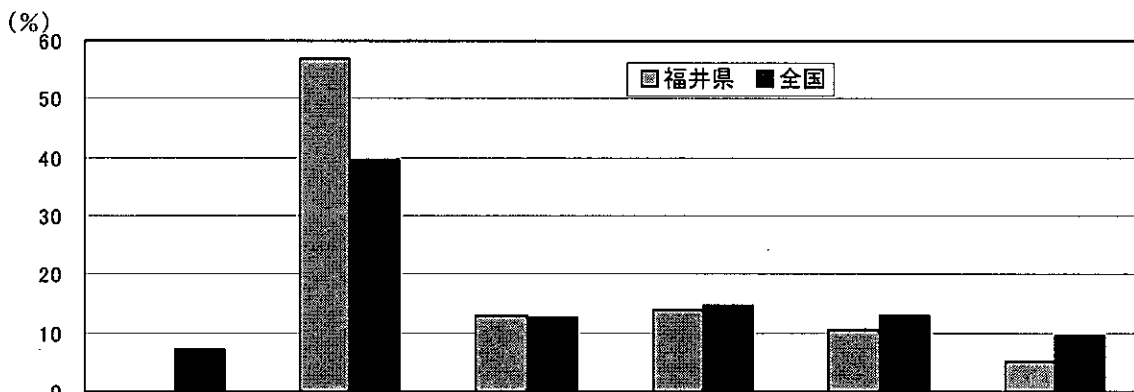
福井県内の NPO 法人の活動分野別の割合は、子どもの健全育成を図る活動が 52.1% で最も高く、次いで保健、医療または福祉の増進を図る活動が 47.0% となっている。全国では、保健、医療または福祉の増進を図る活動を行っている法人が 57.7% で、子どもの健全育成を図る活動を行う法人が 41.3% となっており、子どもの健全育成を図る活動を行う法人の割合が多いことが本県の特徴と言える。



○ 福井県の NPO 法人の規模

福井県には、様々な分野で専門性と地域性を発揮して活躍している NPO 法人も多くみられ、新しい公共の担い手として期待されているが、全国と比較して、組織的にも活動規模の面でも小規模な法人が多く、本県の NPO 法人は発展段階にあると言える。

1) 県内の NPO 法人の社員（正会員）数を見ると、20 人未満の法人が 57.1% を占めており、少ない社員（正会員）で活動を行っている法人が多い。（全国は 39.4%）

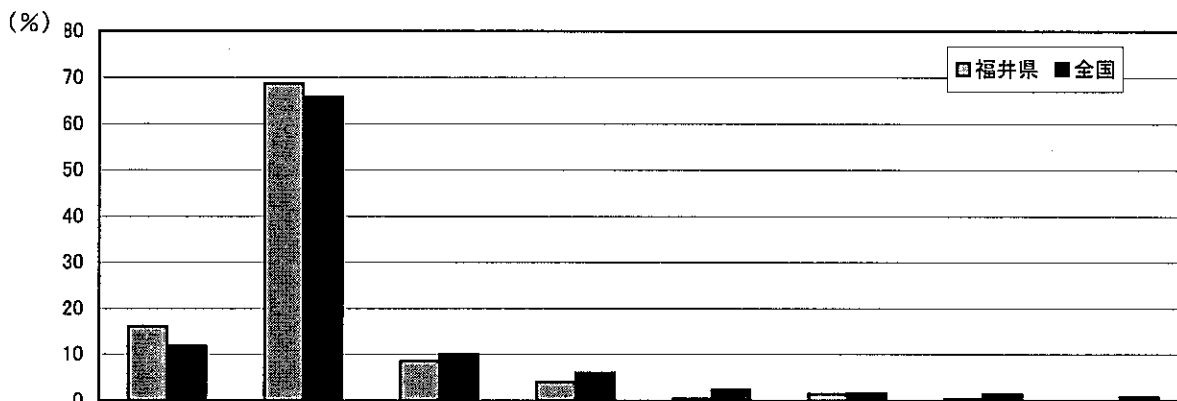


	0 人～9 人	10 人～19 人	20 人～29 人	30 人～49 人	50 人～99 人	100 人以上
福井県	0.0%	57.1%	13.1%	14.1%	10.6%	5.1%
全国	7.3%	39.4%	12.6%	14.6%	13.0%	9.4%

2) 1法人あたりの収入金額の平均値は、福井県は1,003万円、全国は1,875万円となっており、少ない収入金額で活動している。収入内訳のすべての項目において全国値を下回っているが、比較的事業収入の割合が高く、福井県は80.6%、全国は72.8%となっている。

	福井県		全国	
	平均値(円)	平均値構成比(%)	平均値(円)	平均値構成比(%)
会費収入	302,840	3.0	687,099	3.4
寄附金総額	220,535	2.2	699,645	3.4
補助金・助成金	1,314,006	13.1	3,229,552	15.9
事業収入	8,087,901	80.6	14,799,176	72.8
その他収入	106,872	1.1	921,679	4.5
上記の合計	10,032,155	—	18,748,209	—

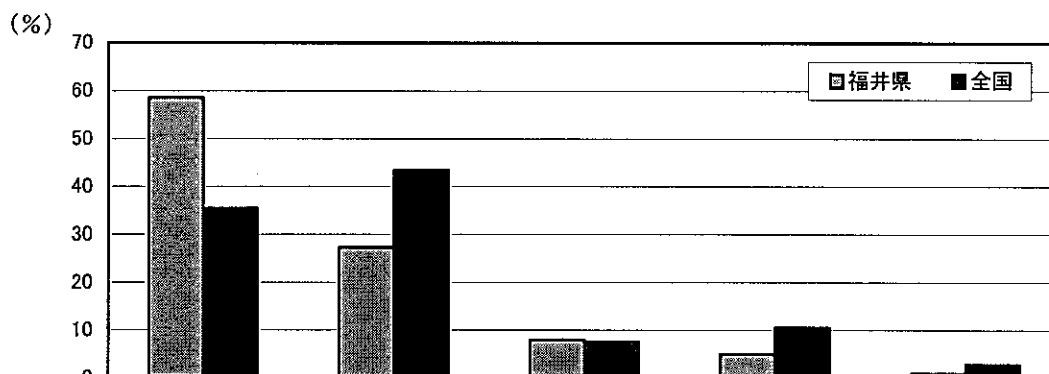
3) 会費収入については、「1円以上50万円未満」の法人が68.7%を占めており、少ない会費収入で活動している法人が多い。(全国は65.8%)



	0円	1円～50万円未満	50万円～100万円未満	100万円～200万円未満	200万円～300万円未満	300万円～500万円未満	500万円～1000万円未満	1000万円以上
福井県	16.2%	68.7%	8.6%	4.0%	0.5%	1.5%	0.5%	0.0%
全国	11.9%	65.8%	10.1%	6.0%	2.4%	1.6%	1.5%	0.8%

4) 福井県の NPO 法人の寄附金収入

福井県の NPO 法人は、寄付金収入が全くない法人が 58.6%を占めている（全国は 35.4%）。また、寄附金収入のある法人であってもその金額は少額であり、福井県で 500 万円以上の寄附を受けている法人はわずか 2 法人（1.0%）である。



	0円	1円～50万円未満	50万円～100万円未満	100万円～500万円未満	500万円以上
福井県	58.6%	27.3%	8.1%	5.1%	1.0%
全国	35.4%	43.5%	7.7%	10.6%	2.8%

○ 福井県の NPO との協働および支援の状況

平成 22 年度に福井県が NPO と協働した事業および NPO に対し支援を行った事業は、35 事業あり、その内訳は下表のとおりである。このうち委託については、いわゆる下請け的（単純）委託であり、他県が行っているような提案公募型委託は行っていない。また、その他（補助・助成を除く。）の事業についても、部分的な協力にとどまっている。

福井県の NPO との協働および支援の状況（平成 22 年度）

委託	共催・実行委員会等	事業協力・事業協定	情報提供・情報交換	補助・助成	講師依頼	人材育成	その他	計
7	1	3	1	10	3	4	6	35

2. 「新しい公共」の活動を推進する上での課題

1 総論

行政では、行財政改革に合わせ「民間にできることは民間で」という考え方のもと、これまで行政で直接行ってきた業務をアウトソーシングしている。本県においても、平成13年10月に「アウトソーシング基本指針」を策定し、平成14～22年度の間で、秘書業務や庶務業務、文書収発業務、各種検査、調査業務など106業務をアウトソーシングしている。

しかし、これらは、いわゆる下請け的（単純）委託がほとんどであり、提案公募型委託は、公の施設の指定管理や職員の研修、ビジネス支援施設の運営など専門の知識・技能が必要な業務でしか行われていない。

このように、本県では、他県で行われているような県民に身近な事業においてその実施段階で県民やNPO等のアイデアを活かす、いわゆる県民協働型の委託は行っておらず、NPO等が協働の意義を正しく理解し、協働の手法を確立している段階には至っていない。

一方、総務省の「社会生活基本調査報告」（平成18年）によると、本県のボランティア活動の年間行動者率は全国2位であるが、これは、集落単位での活動が活発であることや、ロシアタンカー重油流出事故（平成9年1月）、福井豪雨災害（平成16年7月）などに見られるような個人でのボランティア活動がさかんであるためであり、NPOは規模が小さく、数も少ないためボランティア活動の十分な受け皿とはなっていない。

このような現状を打破し、本県のNPO等が確かな「新しい公共の担い手」へとなるためには、行政とNPO等とのモデル事業で協働を促進することで、NPOの意識改革、体制強化と協働による事業実施ノウハウの蓄積を進めるとともに、県民の参加や寄附の受け皿となるよう体制を強化する必要がある。

2 新しい公共の場づくり、市民の参加

社会的ニーズが多様化するなど、公共サービスが必要な領域も変化してきている今日、法律や予算に基づいた画一的な行政サービスの提供だけでは、県民ニーズへの十分な対応が難しくなっている。

一方、国民の満足度や幸福度には、所得などの経済的要素だけではなく家族や社会との関わり合いなどの要素も大きな影響を持つ。このため、「新しい公共」の考え方の下、全ての国民に「居場所」と「出番」が確保され、市民や企業、NPOなど様々な主体が「公（おおやけ）」に参画する社会を再構築することが重要な課題となっている。

なお、本県では、概ね10年先を目指して福井が目指すべき方向性、将来像と実現のための戦略を示した「福井県民の将来ビジョン」（平成22年12月策定）においても、県民一人ひとりが積極的に「もう一役」を買って出る県民運動を展開しながら、県民の意欲と行動力を最大限に生かし、福井の地域活力を生み出す県民活躍社会を実現することとしている。

3 寄附文化の醸成

新しい公共の活動の推進に当たっては、本来であれば、ボランティアや寄附など県民がその活動に参加する機会が広く開かれていなければならないが、現状ではNPO等がその機能を果たせていない。

また、本県にはNPOを支援する市民ファンドもなく、NPOへの寄附も少ないなどNPOへ寄附するという文化が育っていない。

NPO が市民の参加（賛同）を得て安定した活動を行うためには、財政基盤の安定化、強化が必要であり、とりわけ市民からの寄附が重要である。

従って、寄附しやすい環境を整えて寄附文化を醸成することが課題となっている。

4 NPO 等の情報開示

自ら情報開示をして社会に対する説明責任を果たし、県民・ボランティアとの間に緊張感ある関係を築いた NPO 等が「新しい公共」の担い手として生き残り、さらなる県民参加の受け皿となっていく。従って、NPO 等の情報開示を促進することが必要となってくるが、現状では、情報開示に最も有効であると考えられるホームページの県内 NPO 法人の開設率はまだ 50.7%に留まり、また、開示している情報についても寄附や会員を募集するための具体的な活動内容の開示には至っていない。

5 NPO 等が融資を受けやすい環境整備・仕組み作り

委託料や補助金に縛られ、NPO 自身が行政依存体質に陥ることのないよう、自ら資金調達できる環境整備が求められている。しかしながら、NPO 等の活動資金を金融機関から調達する際には、事業計画書や資金計画書など各種の資料の提出が求められるが、現状では、これらの対応が十分にできないなど、融資を受けるスキルが不足しているために断念してしまうことが多い。このため、NPO 等のスキルアップにより、金融機関による融資の円滑化を推進させることが課題となっている。

なお、本年 1 月に県内の中間支援組織と行った意見交換でも、中間支援組織から同様の意見が出されている。

（参考）本県 NPO 法人の融資の現状（平成 21 年度）

- ・件数：9 件
- ・金額：58,921 千円

6 中間支援組織の活動の底上げ、専門的人材の育成

本県の中間支援組織は数も少なく（5 法人程度）、財政・人的基盤も脆弱（予算規模：平均 850 万、社員数：平均 50 人）であるため、その組織体制の強化が急務となっている。このため、事業委託等により中間支援組織の活動の底上げを図り、支援事業終了後においても継続して市民、NPO 等の取組みを支援できるよう活動基盤の強化するほか、専門的人材を育成していくことが課題となっている。

（500 字以上で記述してください。）

3. 「新しい公共」の活動を推進するための取り組み方針

(1) 新しい公共支援事業（2年間）の取り組み方針

1 基本方針

他の人のために役立ちたいという抽象的な気持ちが、本県では、家庭菜園で育てた野菜をはじめ海・山・里・川の味覚などを、とより近所や親戚、親しい仲間へ届けるような、具体的な「おすそわけ」の文化として定着している。

また、ロシアタンカー重油流出事故（平成9年1月）、福井豪雨災害（平成16年7月）などの大きな事故や災害を経験し、県民一人ひとりのボランティア精神は大きく育っている。

本県においては、こうした経験の積み重ねもあって、現在、災害時だけでなく日々の子育てや教育、地域の安全・安心のための活動が活発に行われている。（総務省の「社会生活基本調査報告」（平成18年）によると、本県のボランティア活動の年間行動者率は全国第2位である。）

こうした良き伝統・文化、経験を活かし、他人や地域社会のために貢献したいという思いを持った県民やNPO等が積極的に地域の諸課題の解決に向けて行動し、また、公的サービスの無駄のない供給に向け、NPO等が自ら資金調達し、自立的に活動することが可能となるよう、必要な環境整備を進める。

（参考）

本県では、社会構造の変化に伴い権利意識が強まる一方、「社会のために役に立ちたい」と考える人の割合が大幅に増加している。県民への意識調査（平成22年6月実施）においても、地域活動への参加を望んでいる人の割合が半数を超えている。

問 グループや団体で自主的に行われている活動（地域活動）に、今後とも（または今後は）、参加したいと思いますか。参加したくないと思いますか。最も当てはまるものを1つ選んで○をつけてください。

答 ・参加したい	51.8%	(1,276人)
・参加したいが、事情があって参加できない	21.2%	(521人)
・参加したくない	10.7%	(263人)
・わからない	16.3%	(402人)

2 目標

支援事業により、「新しい公共」の活動の阻害要因となっている問題の根本的解決に向けた取り組みを推進し、これまで行政が独占してきた公的事業をNPO等へ開く取り組みを試行することで、新しい公共の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しし、新しい公共の拡大と定着を図る。

NPO等にとっては、寄附や融資を受けやすい環境が整備され、ボランティアネットワークや情報などの人的・技術的な活動基盤の整備が進み、NPO等の活動が自立していく。

これにより、公的な財やサービスの効率的な提供と、地域における雇用や参加の場の拡大、地域の活性化、県民福祉の向上に資することを目標とする。

3 重点事項

本県は「新しい公共の場づくりモデル事業」に重点的に取り組む。

(1) 理由

- ・ 他県は提案公募型委託で行政とNPO等との協働事業を既に実施しているが、本県ではそのような提案公募型委託を実施しておらず（市町レベルでも4市町で実施しているのみである）、他県に比べてNPO等との協働事業への取り組みが遅れている。
- ・ 既に提案公募型委託を実施している他県では事業の実施方法が確立しているが、本県では事業実施ノウハウが乏しい。
- ・ 支援事業終了後も、「新しい公共」の活動を推進していくためには、この事業期間中にNPO

等との協働のメリットを認識し、NPO 等との協働事業の実施ノウハウを得ることが必要である。

- ・ 従って、「新しい公共の場づくりモデル事業」を重点的に実施し、事業の実施方法の確立、NPO 等の意識改革、体制強化を進めていく。
- ・ なお、本年 1 月に県内の中間支援組織と行った意見交換でも、中間支援組織から同様の要望が強く出されている。

(2) 重点的に取り組むことによる効果

- ・ 県・市町がモデル事業を集中して実施することにより、地域の課題解決には NPO 等との協働・連携が効果的かつ必要であるとの認識が深まり、また、事業の実施手法を短期間で集中的に習得することが可能である。このことにより、支援事業終了後においても、NPO 等に協働の効果や事業の実施方法が受け継がれる。
- ・ 地域の諸課題を解決するため、多様な担い手が協働して、自ら地域の諸課題に当たる仕組み（マルチステークホルダー・プロセス）による会議等の立ち上げを促進し、必要な支援を行うことで本事業終了後も本会議体を活用し取組みを継続させることが可能となる。

(3) (2) の効果を確実なものにするための方策

以下の方策を検討

- ・ 他県で既に行われている提案公募型委託事業の実施方法を情報収集し、モデル事業実施担当課に提供する。
- ・ 提案公募に当たっては、NPO 等に対する説明会を実施する。
- ・ 提案公募に当たっては、その募集時に応募を検討している NPO 等がモデル事業実施担当課と意見交換ができるようにする。

(4) 事業費

新しい公共の場づくりモデル事業に重点的に取り組むため、当該事業の実施総額の上限は、全事業費合計額の 1 / 2 とする。

※ 支援事業の趣旨（ガイドライン 4）及び支援事業の基本コンセプト（ガイドライン 5）を踏まえつつ、基本方針、目標、重点事項等の支援事業の取り組み方針を 500 字以上で記述してください。

(2) 将来の展望（事業実施による波及効果）

1) 新しい公共の場づくり、市民の参加

① 県民一人ひとりの「居場所」と「出番」がある社会の構築

新しい公共の場づくりモデル事業において、広く県民の参加や実践を求める事業に関する提案をNPO等から求める。広く県民の参加を呼びかける事業は、NPO等の持つ多彩なネットワークを活かすことができ、また、より広く参加を促すことは、県民の公的事业への参加の活性化につながるとともに、県民に対して自己実現の「場」や「きっかけ」を提供することにもなる。つまり、県民一人ひとりの「居場所」と「出番」があり、人に役立つ幸せを大切にする社会の構築につながる。

② 多様なニーズに対応する公共サービスの提供

県民にとっては、NPO等と行政が協働することで、公共サービスの提供主体が多様化するとともに、NPO等の特性を活かした柔軟な公共サービスを受けることができるようになり、結果として、多様なニーズに対応した公共サービスを受けることが可能になる。

③ 行政改革や職員の意識改革

行政にとっては、行政と異なる能力・特性や行動原理を持つNPO等との協働を進めることで、事業の必要性や役割の見直しにつながるとともに、職員の意識改革を促し、一人ひとりが新たな価値（独自の施策やサービス等）を創造していくことにつながる。

2) 寄附文化の発展

本県は「ふるさと納税」の提唱県であり、また、全国に先駆けて「ふるさと納税情報センター」を設置するなど、全国の先頭に立って寄附文化の醸成を先導してきたところであり、NPO等に対する寄附制度についても、今後説明会等を開催し、制度の普及・理解促進を一層進めるとともに、ファンドレイザー（寄附集めの専門家）等の人材育成等を通じて、県民にとって分かりやすく、寄附しやすい制度の普及・理解が促進される。

3) 担い手の自立的活動の発展

① 中間支援組織の活動の底上げ

支援事業の推進に当たっては、事業の一部を中間支援組織に委託することで、中間支援組織の支援実績を積み重ね、支援対象NPO等からの信頼を得ることで、支援事業終了後も、NPO等が中間支援組織を頼ることができるよう活動基盤が強化される。

② NPO等の活動の活性化と「新しい公共」の一員としての認知

NPO等にとっては、行政との協働事業を通して公共サービスの担い手としての認知が進み、社会的理解や評価が高まるとともに、組織の強化、活動の活性化につながる。また、協働事業を通じて事業遂行能力が向上し、政策形成プロセスに関与するなど「新しい公共」の一員として社会的に認知されるようになる。

4) NPO等の情報開示

NPO会計基準による財務諸表を整備し、当該財務諸表を基にした情報開示を進めることで、他法人と比較可能な財務諸表が整備され、寄附者が寄附をしやすい環境づくりが促進される。

5) 融資利用の円滑化

個々の NPO 等が金融機関と対等に議論できるためのスキルアップを図り「金融機関と NPO 等が融資に関する話し合いを持って、NPO 等が一方的に熱意だけを語り、融資の話にならない」といわれる現状を変えることで、金融機関等による融資が円滑化され、融資を必要としている NPO 等の資金調達が容易になる。

(3) 実施要領第5の7の(1)の成果目標

評価項目 (計算方法等も簡単に説明)		成果目標
1	県内 NPO 法人のホームページ開設率	ホームページ開設率 60%
2	中間支援組織の職員を専門的人材として育成(ボランティア・コーディネーター、ファンドレイザー等)	専門的人材の育成数 延べ10人
3	ボランティア活動や県民と連携した新たな公共サービスの促進 社会人の職能や技能、経験を活かしたプロボノ活動や、NPO、企業、行政などが連携して行う新たな公共的サービスの提供を通じて、地域の課題を解決	地域の課題解決への取組み 10件

※ 評価項目はいくつ設定していただいても構いません。

※ 交付申請時は空欄でも結構です。